

中教告示第9号

中津市立小学校小規模特認校制度実施要綱を次のように定める。

令和2年12月16日

中津市教育委員会

中津市立小学校小規模特認校制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然環境に恵まれ、地域の歴史及び伝統並びに児童（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）の個性を生かした特色ある教育活動を推進している小規模校において、児童に自然や人に親しむ体験活動の機会を多く提供すること等で児童の豊かな人間性と主体的に学ぶ力を培うとともに心身の健康増進を図り、併せて小規模校の活性化を図ることを目的とする。

(特例)

第2条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和22年政令第340号）第8条前段及び中津市立小・中学校通学区域設定規則（平成15年中教規則第8号）第5条の規定による指定の変更について、中津市立小・中学校通学区域の変更等に関する取扱要綱（平成15年中教告示第2号）の特例を定めるものとする。

(小規模特認校)

第3条 この要綱において「小規模特認校」とは、第1条の目的を達成するものとして教育委員会が指定する小学校をいう。

2 前項の規定により指定する小規模特認校は、中津市立深水小学校とする。

3 小規模特認校への指定の変更を申し立てることができる者は、小規模特認校制度の趣旨を理解し、小規模特認校への入学又は転入学を希望する児童の保護者とする。

(就学要件)

第4条 指定の変更により小規模特認校へ就学する児童及びその保護者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 就学する小規模特認校が実施する教育活動、地域活動及びP T A活動等に賛同し、及び協力すること。

(2) 保護者の責任及び費用負担において、児童が公共交通機関又は保護者等の送迎により、おおむね30分以内で通学できること。

(3) 小規模特認校に卒業まで就学する意思を有していること。

(指定を変更できる児童の数)

第5条 小規模特認校に指定を変更できる児童の数は、教育委員会と当該小規模特認校の校長が協議して定めるものとする。

(就学期間)

第6条 小規模特認校への就学期間は、原則として当該小規模特認校へ入学又は転入学する日から卒業する日までとする。

(入学又は転入学の申立て)

第7条 小規模特認校への指定の変更を申し立てようとする保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校入学・転入学申請書を毎年1月の教育委員会が指定する日までに教育委員会に提出するとともに、教育委員会と指定の変更について面談しなければならない。この場合における面談は、当該申請書の提出後であっても、教育委員会が必要と認めるときにできるものとする。

2 前項の規定による申立てが小規模特認校への転入学である場合は、教育委員会は、当該申立てに係る児童が在籍する小学校の校長に意見書の提出を要請するものとする。

3 教育委員会は、第1項の申請書の提出があったときは、小規模特認校の校長に当該申請書の写しを交付するとともに、指定の変更の可否について協議するものとする。

4 小規模特認校の校長は、前項の規定による協議に先立ち、第1項の申立てに係る児童及び申請者と面談等を行い、受入れに係る意見書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(指定の変更)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定による申立てに対し、遅くとも2月末日までに指定の変更の可否を決定し、速やかに、申請者、第7条第2項の校長及び小規模特認校の校長に対し、当該決定内容を通知しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による小規模特認校の指定、第7条第1項の規定による入学又は転入学の申立て、同条第2項の規定による意見書の提出の要請、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による面談並びに意見書の作成及び提出並びに第8条の規定による指定の変更に関し必要な行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。